



環政第1417号

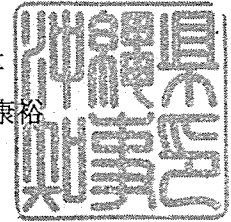
平成30年12月11日

北中城村長

新垣 邦男 殿

沖縄県知事

玉城 康裕



アワセ土地区画整理事業に係る事後調査報告書について

平成30年4月19日付け北中建第71号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

アワセ土地区画整理事業事後調査報告書に対する環境保全措置要求

アワセ土地区画整理事業においては、平成29年11月に当該事業費の配分を見直し、公園等の公共用地は緑地としての利用目的に変更は無いが、当初予定した植栽等による公園の緑化は本事業で行わない変更をしている。

沖縄県環境影響評価条例第33条では、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適切な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」と規定されている。

当該事業の環境影響評価書では、公園は緑化計画において、緑地の一部として位置づけられており、植栽する計画になっていることから、事業者は、環境影響評価書に記載されているとおり、適切に事業を実施する必要がある。

以上のことから、本事業の実施に伴う環境負荷を可能な限り低減し、生活環境及び自然環境の保全に万全を期すため、下記に掲げる事項に基づき、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を講じるとともに、適切に事後調査を実施すること。

記

1 緑化計画について

事業者は、事業費の配分を見直したことにより、公園の植栽等の緑化を実施しないとしているが、アワセ土地区画整理事業環境影響評価書（平成25年1月）の緑化計画において、公園は緑地として位置づけられており、植栽工が実施される計画であった。

については、評価書に記載したとおり、公園の緑化等を実施すること。

2 赤土等による水の濁りについて

平成30年9月11日に沖縄県環境影響評価審査会が実施した現地調査（以下、「現地調査」という。）において、平成28年度に堆積土砂の浚渫が実施された1号調整池及び2号調整池において、新たな土砂の堆積が確認されたことから、事業実施区域内からの赤土等の流出が続いていたと考えられる。については、以下の事項について、環境保全措置等を実施すること。

- (1) 降雨時、事業実施区域内を巡回するなどして、事業実施区域内において、赤土等の流出状況を確認し、赤土等の流出を確認した場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を実施すること。
- (2) 事業実施区域内における民間地の事業において赤土等の流出を確認した場合には、民間事業者と調整し、赤土等の流出防止に努めること。
- (3) 調整池内にはろ過堰が設置されているが、新たな土砂の流入により閉塞する可能性があることから、ろ過効果が維持されるように、適切に管理すること。

3 陸域植物について

- (1) 現地調査において、ヤリテンツキの移植株を確認した際に、移植株周辺にハイキビやタチスズメノヒエの生育が確認された。これらの植物がヤリテンツキを覆うことにより、移植したヤリテンツキの生育環境に悪影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、ハイキビやタチスズメノヒエ等のヤリテンツキの生育に悪影響を及ぼすおそれのある植物について、除去すること。また、当該公園における植栽の管理方法について、示すこと。
- (2) 現地調査において、1号調整池内に特定外来生物であるツルヒヨドリが確認されたことから、抜取りによる防除を実施すること。
- (3) 現地調査において、トゥヌヤマ御嶽内でオオイタビの繁茂が確認された。本事業ではトゥヌヤマ御嶽の管理について専門家から「樹木に負担をかけているオオイタビについては除去を検討した方がよい」との意見を受けていることから、オオイタビを除去すること。
また、トゥヌヤマ御嶽の管理者に、トゥヌヤマ御嶽の植栽及び管理方法について、再度、専門家の意見を周知すること。

4 陸域動物について

当該事業実施区域の東側の渡口川水系では、オキナワオオサワガニの生息地周辺に民間の施設があることから、貴重な生物の生息地があることを情報提供し、生息地が保護されるように努めること。

5 オキナワオオサワガニ等小動物による道路下横断路の利用確認について

平成29年度の環境保全措置要求4では、「事後調査を継続した上で、道路下横断路の設置目的に対する評価を実施すること。なお、評価する際には、予測の対象とした時期や条件、保全の対象としたオキナワオオサワガニ等の道路上の移動を確認する等、当該地域での生息状況を総合的に評価すること。」と述べているが、事業者は調査を継続せずに道路下横断路の設置効果が認められないと評価している。

しかしながら、調査時期が予測対象時期と類似した条件とした定量的な根拠やオキナワオオサワガニ等の道路上の移動を確認しておらず、生息状況を総合的に評価しているとは考えられない。

については、具体的な交通量を把握するとともに、繁殖期等の適切な時期においてオキナワオオサワガニ等の道路横断調査を実施し、東西生息地間の移動がないなど、具体的な調査結果を基に総合的な評価を行い、事後調査を継続するか判断すること。

6 民間事業者との連携について

本事業は、平成29年9月末に当初工事が完了し、当該事業実施区域内において、民間事業者による事業が実施されており、民間事業に伴う赤土等による水の濁りや景観など、周辺環境への影響が懸念されることから、民間事業者と連携し、周辺環境への影響の低減に努めること。